

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1935号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(教育職給料表(三)) 第2条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3 口の備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講 師とする。	(教育職給料表(三)) 第2条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3 口の備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、 中学校及び幼稚園に勤務する校長、 <u>園長</u> 、 <u>教頭</u> 、 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭及び講師とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。